

防火管理等講習を受講できなくなった場合の取り扱いについて

1 講習を受講できなくなった場合

講習費用を振り込んだのちに講習を受講できなくなった場合は、当初に申し込んだ講習と同一年度内（毎年4月1日から翌年3月31日まで）に限り、別の講習会の講習費用としてご利用いただけます（差額が生じる場合は、追加振込又は払い戻し）。

また、受講者を変更することも可能です。

2 講習費用の払い戻しについて

(1) 払い戻しについて

原則として講習費用の払い戻しは致しません。

ただし、次の場合は、払い戻しに要する振込手数料を請求者の負担とし、入金額（過入金の場合の差額を含む。）から払い戻しに要する振込手数料額を差し引いた額を請求者の指定する口座に振り込みます。

- ① 他機関が主催する講習会などの費用を誤って当協会の口座に入金した場合
- ② 講習費用の額を間違えて、多く振り込んだ場合（差額の払い戻し）
- ③ 講習日の3日前（土日祝日及び年末年始を除く）までに、受講のキャンセルを申し出た場合
- ④ 公共交通機関の事故等により受講できなかった場合で、遅延証明等により証明できる場合

(2) 払い戻し時の手続き及び注意点

- ① 上記ただし書きに該当する場合は、次により講習費用を払い戻します。

払い戻しは、「払戻請求書」（別記様式）に必要事項を記入し、金融機関の「払込受付証明書」等を添付して、郵送してください。（郵送費は、申請者の負担とします。）

- ② 払い戻しは、月末締めの上月中の振り込みとなります。

講習費用に関する問合せ及び郵送先
〒544-0021
大阪市生野区勝山南4丁目7番11号
一般社団法人 大阪市防火管理協会
TEL 06-6741-2130

年 月 日

一般社団法人大阪市防火管理協会 宛

請求者氏名 _____

電話番号 _____

次のとおり、払込済みの講習費用 _____ 円^(※1)の払い戻しを請求します。

(※1:振込み手数料を含むことはできません)

○ 受講申込済み講習会、受講者

講習種別	<input type="checkbox"/> 甲種新規講習	<input type="checkbox"/> 甲種再講習	<input type="checkbox"/> 乙種講習
	<input type="checkbox"/> 防災新規講習	<input type="checkbox"/> 防火・防災新規講習	<input type="checkbox"/> 防火・防災再講習
講習回数・受講番号	講習回数	第 回	受講番号 番
受講者	フリガナ氏名		
	住所		
	電話番号	— — (上記電話番号と同じ場合は記入不要です)	
講習費等の入金	入金日	入金元	銀行振込・郵便振込・その他

○ 払戻しの理由 (該当する項目をチェックしてください)

- 他機関が主催する講習会等の費用を誤って、(一社) 大阪市防火管理協会の口座に入金したため
- 講習費用の額を間違えて、多く振り込んだため (差額の払い戻し)
- 講習日の3日前 (土日祝日及び年末年始を除く) までに、受講のキャンセルを申し出たため
- 公共交通機関の事故等により受講できなかった場合で、遅延証明等により証明できるため

◎ 払戻金の振込先

金融機関名	
支店名	
種別	普通・当座
口座番号 <small>(ゆうちょ銀行は、記号・番号)</small>	
フリガナ 口座名義(人)	

※ 払戻しの振込手数料は、申請者の負担となります。(上記※以外)
 ※ 記入不備等のため再度振込む場合は、再度振込手数料がかかります。

◎ 払込受付証明書等の貼付欄

・払込受付証明書等の原本又はコピーを貼付してください。
 ・貼付できない場合は、別紙で同封してください。

※協会処理欄 (記入しなでください)

請求金額	円	振込日
振込手数料	円	備考
振込み金額	円	